

## 署名検証者同意書 (e-Probatio PS2 サービス)

(本約款の目的と範囲)

第1条 NTT ビジネスソリューションズ株式会社(以下「当社」といいます)が運営する e-Probatio 認証局(以下「認証局」といいます)は、e-Probatio 認証局 認証業務規程(以下「CPS」といいます)及び e-Probatio PS2 サービス 証明書ポリシー(以下、「CP」といいます。また、CPS と CP を併せて以下「CPS 等」といいます)において特定したサービス(以下「特定サービス」といいます)で使用するための電子証明書(以下「利用者証明書」といいます)を、利用者証明書に氏名を記載された利用者(以下「利用者」といいます)に対し発行します。

2 e-Probatio PS2 サービス署名検証者同意書(以下「本同意書」といいます)は、利用者証明書を当社以外の者から受領した者(以下「検証者」といいます)と当社の契約関係を定めるものです。なお、本同意書の内容は、利用者証明書に記載されている CPS 等の公開場所と同じ WEB サイトにて公表しています。

3 検証者は、利用者証明書の記載内容に依存して何らかの行為または意思決定を行う場合、本同意書及び CPS 等(以下「本同意書等」といいます)の内容に同意し、これに従っていただくものとします。検証者が本同意書等の内容に同意しない場合、当社は、利用者証明書に記載された当社の名義にかかわらず、検証者に対し、利用者証明書に関して何らの保証も約束もせず、かつ一切の責任を負わないものとします。

(利用者証明書の機能)

第2条 検証者は、認証局所定の方法(SHA256withRSA、SHA384withRSA、SHA512withRSA)により利用者証明書の真正及び有効性を確認した上で、利用者証明書に記載されている利用者の公開鍵(以下「利用者公開鍵」といいます)を用いて、特定サービスに関するデジタル・データについて行われた利用者の電子署名の真正を検証することにより、当該デジタル・データが当該利用者本人の作成にかかるものであるか、また当該デジタル・データについて改変が行われていないかどうかを確認することができます。

2 検証者は、前項に定める全ての確認を行うことにより、前項に定める事項の他、利用

者の所属する団体名その他利用者証明書に記載された事項も確認することができます。

- 3 第1項に定める利用者の電子署名は、「電子署名及び認証業務に関する法律」(以下「電子署名法」といいます)の適用を受け、その電子署名は自署や押印に相当する法的効果が認められ得ます。
- 4 利用者証明書に記載される情報のうち、利用者の氏名及び住所については、電子署名法に定める認定を受けた認証業務として CPS 等に定める方法により真偽確認及び表示が行われています。それ以外の情報の真偽確認及び表示については、同法に定める認定の対象外となりますが、当社は CPS 等に定める方法により真偽の確認を行っています。また、所属組織の法人番号、組織名、住所及び電子委任項目については、電子委任状の普及の促進に関する法律に定める方法により真偽確認及び表示が行われます。検証者は、このことを十分理解し、これを承認するものとします。
- 5 当社は、前項に定める真偽の確認にあたり、利用者証明書記載項目の読み方については、その漢字表記から通常導きうる読み方の範囲に入っているか否かの限度で真偽の確認を行い、利用者証明書記載項目のローマ字表記については、かかる読み方から通常導きうるローマ字表記となっているか否かの限度で真偽の確認を行っています。当社は、これらを超える真偽確認の義務を負いません。

#### (検証者の義務)

第3条 利用者証明書の利用範囲は、特定サービスでの利用に限るものとし、特定サービス以外で利用者証明書が利用された場合、当社は、本同意書等の他の条項及び利用者証明書に記載された当社の名義にかかわらず、検証者に対し、当該利用者証明書に関して何らの保証も約束もせず、かつ一切の責任を負いません。検証者は、利用者証明書を受領した場合、認証局所定の情報公開 WEB サイトを参照し、利用者証明書が特定サービスにおいて利用されたものであることをまず確認するものとします。

- 2 検証者は、前項に定める確認の後、利用者証明書の真正を確認するために、認証局所定の方法(CP「6.1.4 利用者へのCA証明書送付」参照)により当社の電子証明書(以下、CA証明書といいます。)を入手した上で、利用者証明書について当社の電子署名が行われていることを確認しなければならないものとします。
- 3 検証者は、CAのフィンガープリントを情報公開 WEB サイトから入手し、入手したCA証明書のフィンガープリントと相違が無いことを確認しなければならないものとします。

- 4 検証者は、前項に定める確認の後、利用者証明書の有効性を確認するために、以下の各事項を確認しなければならないものとします。
- ・ 利用者証明書の受領時において、利用者証明書が有効期間内であること
  - ・ 利用者証明書の受領時において、利用者証明書が失効していないこと
- 5 利用者証明書の有効期間は利用者証明書の validity の項目に記載されており、検証者は、利用者証明書の受領時に、当該項目により当該利用者証明書の有効期間が経過していないことを確認するものとします。なお、当社が有効期間が満了した利用者証明書の更新・継続等を行うことはありません。
- 6 利用者証明書は、認証局が利用者証明書の失効情報を認証局所定(CPS「2.6 公開とリポジトリ」及び CP「2.6 公開とリポジトリ」参照)の失効リスト(以下「CRL」といいます)に登録し、当該登録済みの CRL を CPS 等に定めるリポジトリに公開した時点で失効します。検証者は、利用者証明書の受領時にリポジトリを参照し、CRL が最新の情報に更新されていることを確認した上で、当該利用者証明書が失効していないことを確認するものとします。なお、認証局は、サービス停止の場合を除き 24 時間以内に CRL を更新します。

(検証者の損害賠償責任等)

第4条 検証者は、本同意書等に基づく義務に違反し、またはその他の故意もしくは過失により当社に損害を被らせた場合には、その損害の賠償責任を負うものとします。

- 2 検証者は、前項に定める事由により第三者に損害を被らせた場合には、検証者の費用負担と責任の下で当該第三者との間で解決し、当社に何らの負担を被らせないものとします。

(当社の責任範囲)

第5条 本サービスを提供するにあたり当社が負う責任は、本同意書等に定める認証局の業務を善良なる管理者の注意をもって行うことに限られ、当社は、当社に責を帰すべき事由のない行為によって発生した損害については、一切損害賠償責任を負わないものとします。

- 2 検証者が利用者の電子署名及び利用者証明書の真正等を確認するときに用いるソフトウェアは、検証者自身の責任により選択、導入、設定及び操作等を行うものとしま

す。当社は、利用者証明書の取得または利用により検証者の使用するコンピュータシステム等のハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等に何らかの影響・障害が発生しても、その責を一切負わないものとします。また、かかる影響・障害及び検証者の誤操作等に起因して検証者に発生した損害についても同様とします。

3 当社は、本同意書等の他の条項及び利用者証明書に記載された当社の名義にかかわらず、利用者の電子署名が他人によって行われ、または利用者証明書に記載された事項が事実と相違した場合であっても、以下の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、一切責任を負わないものとします。

- (1) 利用者が認証局に届け出た事項が真実と相違しており、認証局が利用者から提出を受けた資料を相当な注意をもって照合しても当該相違を発見できなかったとき。
- (2) 利用者が認証局に届け出た事項につき変更または取消等があったにもかかわらず、認証局に直ちに変更連絡または失効の届出をしなかったとき。
- (3) 検証者の使用するソフトウェア、ハードウェア、システム、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題または誤操作等が生じたとき。
- (4) 利用者が、利用者証明書に記載されている利用者公開鍵に対応する秘密鍵（以下「利用者秘密鍵」といいます）を漏洩したとき、利用者証明書を格納する IC カードを紛失、不正使用、盗難等されたとき、当該 IC カードの IC カード PIN を漏洩したとき、その他利用者秘密鍵が利用者以外の者によって不正使用されたとき。
- (5) 利用者の使用するソフトウェア、ハードウェア、システム、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題または誤操作等が生じたとき。
- (6) 検証者が本同意書等に定める利用者証明書の真正確認もしくは有効性確認、または利用者の電子署名の真正確認を怠ったとき、または正しくこれらの確認を行わなかったとき。
- (7) 利用者証明書の失効請求事由が発生したにもかかわらず、利用者が失効請求を怠ったとき。
- (8) 認証局が利用者証明書の失効事由の発生を知った後遅滞なく失効情報を CRL に登録し、これを公表したにもかかわらず、当該公表前に利用者証明書が検証者に送付されたとき。
- (9) 認証局が一般的な認証事業者の知見及び技術水準に照らし解読困難とされている暗号その他のセキュリティ手段を用いていたにもかかわらず、当該暗号が解読され、またはセキュリティ手段が破られたとき。
- (10) 上記各号の他、利用者が e-Probatio PS2 サービス利用約款もしくは CPS 等に

違反し、または検証者が本同意書等に違反したとき、または当社の責めに帰すべき事由がないとき。

4 当社は、以下の各号に定める事由のいずれかに起因して検証者が損害を受けた場合であっても、一切の賠償責任を負わないものとします。

- ・ 地震、噴火、津波、台風などの自然災害に起因して損害が発生した場合
- ・ 火災、停電、公共サービス機関の業務停止等に起因して損害が発生した場合
- ・ 戦争、テロ、暴動、変乱、争乱、労働争議に起因して損害が発生した場合
- ・ 放射性物質、爆発性物質、環境汚染物質、ウイルス等感染症に起因して損害が発生した場合
- ・ 関係法令の制定・改正、または裁判所もしくは行政庁の処分があった場合
- ・ その他、不可抗力により損害が発生した場合

5 本同意書等に照らして当社が検証者に対して責任を負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は当社が予見可能な相当因果関係のある損害のみとし、また当社が支払う損害賠償額の総額の上限は、利用者証明書一通につき 1,000,000 円とします。

6 本同意書等に照らして当社が検証者に対して責任を負う場合を除き、検証者と利用者またはその他の第三者との間で発生した紛争等について、当社は何ら責任を負わず、検証者が自己の費用負担と責任の下で解決するものとします。

(本同意書等の変更権限)

第6条 当社は、検証者の承諾を得なくても、正当な理由がある場合には、本同意書等を改訂できるものとし、検証者はあらかじめこれを承諾するものとします。

2 前項の改定は、当社が所定の方法(CPS「2.6 公開とリポジトリ」及び CP「2.6 公開とリポジトリ」参照)により情報公開 WEB サイトにおいて公表することをもって通知とし、その時点で検証者に適用されるものとします。検証者は、利用者証明書の使用後に変更が行われた場合であっても、かかる通知後は変更後の本同意書等が適用されることに同意するものとします。

(禁止事項)

第7条 検証者は、次の各号のいずれかに該当する行為または該当する恐れのある行為を行ってはならないものとします。

- ・ 本サービスの運営を妨げ、または認証局の信用を毀損する行為
- ・ 本サービスの他の利用者または他の検証者に不当に不利益を及ぼす行為
- ・ 本同意書等もしくは法令に違反する行為または公序良俗に反する行為

(権利譲渡等の禁止)

第8条 検証者は、本同意書等に基づく契約の契約上の地位またはこれに基づく権利もしくは義務のいかなる一部についても、これを第三者に譲渡し、貸与し、使用させ、または担保を設定する等その他一切の行為を行ってはならないものとします。

(知的財産権)

第9条 利用者証明書及び認証局が利用者または検証者に対して交付するその他の文書等(本同意書、CPS 等、利用約款、マニュアルを含む)の知的財産権は、すべて当社に帰属し、検証者には帰属しないものとします。

(その他の規定)

第10条 本同意書に定めのない利用者証明書に関する規定は、別途定める CPS 等によるものとします。

(協議)

第11条 本同意書等に定めのない事項または本同意書等の条項の解釈についての疑義が生じた場合は、検証者と認証局が協議の上円満に解決をはかるものとします。

(管轄裁判所及び準拠法)

第12条 本同意書等及び本サービスに関するあらゆる紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 本同意書等の成立、解釈及び履行等は全て日本国法に準拠するものとします。

<参照サイトの URL>

情報公開 WEB サイト <https://www.e-probatio.com/> (トップページ)

NTT ビジネスソリューションズ株式会社保有の WEB サイト <https://www.nttbizsol.jp/> (トップページ)